

行政
information

新事業を応援します
新事業キックオフ・ゴール応援事業補助金
(☎65-8766)

新事業への意欲のある中小企業者等が自ら行う事業や、産業支援機関が行う中小企業者支援事業に対して、その経費の一部を補助します。

《補助対象事業》

○キックオフ応援ステージ補助

研究開発、アイデアの技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究事業

※新事業に対して条件があります。

【対象者】

市内に本社を有するまたは、事業化の拠点を市内に有する中小企業者等

【補助率・補助限度額】

補助率 3/4

補助限度額 200万円/件

○ゴール応援ステージ補助

新商品等の市場化、販路開拓に関する事業

【対象者】

市内に本社を有するまたは、事業化の拠点を市内に有する中小企業者等

【補助率・補助限度額】

補助率 2/3

補助限度額 200万円/件

○キックオフ・ゴール応援促進補助
産業支援機関が中小企業支援のために行う異業種・農工商等マッチングや販路開拓に関する事業

【対象者】

市内の商工会議所・商工会、社団法人等の産業支援機関

【補助率・補助限度額】

補助率 2/3

※海外市場開拓支援の場合は補助率 3/4

補助限度額 300万円/件

《補助事業の期間》

交付決定日～平成26年3月31日

《申請期間》

5月7日(火)～5月13日(月)

※公募案内・申請書様式は市のホームページからダウンロードできます

《補助金説明会の開催》
【と き】4月16日(火)
13時30分～
【ところ】市役所本庁別館
4階 第4会議室

行政
information

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します
(☎65-8766)

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出し、誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。

《応募書類提出期限》
4月25日(木)

※相談は随時受付けていますので、上記まで問合せください。



* () 内：補助率・補助限度額

1 にぎわいの街づくり事業

商店街ににぎわいを創出するソフト事業
(1/2・1回目100万円、2回目75万円、3回目50万円)
■対象区域：市全域

2 美しい観光地づくり推進事業

歴史・水辺・緑・芸術を活かした景観づくり
(1/2・200万円)
■対象区域：市全域

3 伝統的街並み景観形成事業

①商業観光推進ファサード整備事業 (1/2・150万円)
②伝統的町家ファサード整備事業 (1/2・200万円)
③伝統的町家再生活用等整備事業 (1/2・500万円)
■対象区域：①中心市街地の一部区域、②・③は中心市街地内の特定景観形成重点区域

行政
information

長浜市公民館活用方針（案）について意見を募集します

提出先 生涯学習・文化スポーツ課 (〒526-8501 長浜市高田町12番34号)
FAX 65-6571 Eメール syougaku@city.nagahama.lg.jp ☎65-6552)

社会情勢の移り変わりとともに公民館の果たす役割も、変化が求められてきています。

市では、外部委員会の提言をもとに検討を行い、公民館の役割を改めて見直し、活用方針（案）をまとめました。

この方針をよりよいものとするため、市民の皆さんから広く意見を募集します。

【募集期間】

4月30日(火)まで

【閲覧場所】

生涯学習・文化スポーツ課（本館2階）、市政情報コーナー（本館、北部振興局、各支所）、市ホームページ (http://www.city.nagahama.shiga.jp)

【提出方法】

任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法で上記まで



行政
information

保健福祉複合施設（総称：ながはまウェルセンター）の工事が始まりました
(☎65-7779)



▲完成予定図

平成23年度から計画を進めてきた「ながはまウェルセンター」の工事に着手しました。完成予定は平成26年3月です。

【機能】

・保健センター
・こども療育センター 浜の子園
・湖北地域しょうがい者相談センター

【施設概要】

・建設位置 小堀町32-3
・施設概要 鉄骨造2階建
延床面積 2,234㎡

行政
information

難病等の人しょうがい福祉サービス等の対象となります
(☎65-6518)

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の人加わります。対象となる人は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められたしょうがい福祉サービス等の受給が可能となります。

【受付時間】

8時30分～17時15分※平日のみ

詳しい手続き方法などについては、上記まで問合せください。